

みえ次世代自動車推進協力事業者登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「ミッションゼロ 2050 みえ」で宣言した脱炭素社会の実現を目指して、みえ次世代自動車推進協力事業者登録制度（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定め、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを支える製品・サービスのひとつである次世代自動車の更なる普及を図ることを目的とする。

(役割)

第2条 みえ次世代自動車推進協力事業者登録制度の登録を受けた者は、本事業の実施にあたり、次に掲げる業務を行う。

- (1) 次世代自動車の利便性や住宅とあわせた蓄電池としての価値等の情報を店舗の利用者に対して積極的にわかりやすく説明すること。
- (2) 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（以下「デコ活」という。）に賛同し、「デコ活」を推進する県内の取組である「みえデコ活」を後押しすること。
- (3) 県が実施する次世代自動車の普及啓発の取組について、協力を行うこと。
- (4) 前各号に掲げる内容について、県の求めに応じて、活動内容を報告すること。

(登録要件)

第3条 みえ次世代自動車推進協力事業者登録制度の登録を受けることのできる者は、次に掲げる条件をすべて満たしたものとする。

- (1) 県内で電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）を販売している個人または法人（中古自動車販売を除く。）であること。
- (2) 次世代自動車の利便性や住宅とあわせた蓄電池としての価値等に関して、積極的にわかりやすく説明できること。
- (3) 「デコ活」を後押しする取組として次に掲げるいずれかのものを行っていること。
ア 環境省が実践する「デコ活宣言」や、「デコ活応援団（官民連携協議会）」へ参画している。

参考：環境省「デコ活」HP <https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>

イ 三重県が情報発信を行っている公式 Instagram「広げよう！みえデコ活！の輪」をフォローしている。

参考：県公式 Instagram「広げよう！みえデコ活！の輪」

https://www.instagram.com/miepref_decokatsu/

ウ 上記ア、イに掲げるもの以外で、「デコ活」の後押しに繋がる取組を行っている。

2 みえ次世代自動車推進協力事業者の登録を受けようとする者は、様式第1号による申請書により申請するものとする。

(登録手続)

第4条 県は、申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、みえ次世代自動車推進協力事業者の登録をする、又はしない旨の決定を行い、申請者に対してその旨の通知を行うものとする。

2 次に掲げる申請者は、登録を行わないこととする。

(1) 三重県暴力団排除条例(平成22年三重県条例第48号)第2条第2号及び第3号に規定する者又はこれらと密接な関りを持つ者。

(2) 宗教活動及び政治活動に関する者。

(3) 通信販売及びインターネットによる販売など対面販売を前提としない者。

(4) その他、県が適当でないと認める者。

3 審査にあたっては、県は必要に応じて申請者に対して現地確認を行うことができる。

(登録の変更・廃止)

第5条 前条に規定する登録を受けたみえ次世代自動車推進協力事業者は、当該登録の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、様式第2号による登録変更・廃止届出書を県に届け出なければならない。

2 県は、前項に規定する届出書を受理したときは、当該登録を変更又は抹消するものとする。

(登録の取消)

第6条 県は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、みえ次世代自動車推進協力事業者の登録を取り消すものとする。

(1) 第2条の役割を適切に担うことができないと県が認めたとき。

(2) 第4条第2項各号に掲げる者に該当することが明らかになったとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。

(4) 県の信用を損なう、または不名誉となるような行為を行ったものと県が認めたとき。

(5) その他、県が適切でないと認めたとき。

(公表)

第7条 県は、店舗名並びに所在地、その他本事業を円滑に運営するために必要と認める事項においては、公表することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に際し、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 10 月 11 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 8 年 2 月 10 日から適用する。